

2024年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。

愛知自治体キャラバンは、2024年で45年目を迎えます。この間、子ども医療費無料制度、介護保険の住宅改修・福祉用具受領委任払い、障害者控除の認定書発行、国保料の減免制度の拡充、任意予防接種助成、妊産婦健診事業などの諸施策が実施・拡充されました。多大なご尽力をいただき感謝いたします。

しかしながら、コロナ禍で打撃を受けた住民の暮らしや生業は、異常な物価高と円安に加え、各種支援の打ち切りや貸付の返済等により負担が増えています。加えて、国保・介護・後期高齢者の保険料大幅引き上げ、後期高齢者の医療費負担の2倍化や介護保険利用料の見直しと給付の縮小、年金実質給付額が12年間で7.8%下がるなど国民の負担が深刻になっています。

また、介護保険の「訪問介護」の報酬引き下げは、訪問介護事業所の経営を圧迫し、廃止・倒産が増加し、利用者が介護サービスを制限されるなどもあり、関係者からは緊急に再改定を求める声が強まっています。さらに、健康保険証の廃止に伴う医療や介護現場での混乱や負担も大変です。

つきましては、国の制度縮小と国民負担増の影響や自治体からのご要望についても率直な意見交換を期待しております。そして、「いのち・暮らし・社会保障」の拡充を最優先にし、地域住民のいのちとくらしを守る制度の改善のために以下の陳情項目の実施をお願いいたします。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体DX推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってください。

① 情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充してください。

【回答】標準化のもとで系統的に独自施策ができなくなることはありません。今後の施策の必要性については、各担当課で適切に検討、判断します。

② 住民の手続きへのフォローや問合せへの対応、従来の申請書類を残すなど住民それぞれの事情に応じたアクセスの保障など、住民のデジタルデバインド(情報格差)への対策を講じてください。

【回答】来庁(窓口)での相談、申請をなくすことは現在考えておりません。また、デジタルデバインドの解消施策として、新たに実際の電子申請システムや施設予約システムの画面を用いた講習会を実施します。

【2】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など

①介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

【回答】本市の保険料は13段階の多段階設定であり、中間層、低所得者層に対して負担軽減を図ったものとなっております。9期計画においても、保険料の増加を極力抑えられるよう、これまで計画的に積み立ててきた介護給付費準備基金の取り崩しを実施し、基準額は愛知県3位の低さとなっております。また、所得段階 1～3 の低所得者の負担が 8期よりもさらに減るよう配慮したものとなっております。

②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

【回答】国及び近隣市町の動向にも注目しながら検討してまいります。

③介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】介護保険料の減免制度はみよし市介護保険条例第10条及びみよし市介護保険条例施行規則第19条の規定に基づき実施しています。拡充については、国及び近隣市町の動向に応じて検討していきます。

④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】介護利用料の減免制度は介護保険条例施行規則第11条及び第16条の規定に基づき実施しています。拡充については、国及び近隣市町の動向に応じて検討していきます。

⑤施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。

【回答】市独自の補助制度等につきましては、他市町村の状況等調査・研究してまいります。また、市民に行ったアンケートでは、施設入所よりも在宅で介護を受けたいという方が増えていることもあり、施設入所者に限定される補助よりも、幅広い方に利用していただける施策を検討していきます。

また、介護施設に対して、物価高騰対策の補助を行うことで、利用者へ価格転嫁されないようにしています。

(2)介護保険サービス

★①介護報酬引き下げ、物価高騰により苦境に陥っている訪問介護事業所に対する財政支援をしてください。

【回答】介護施設を含む福祉サービス事業所全体に対して、物価高騰対策として燃料費支援金を交付しました。今後も、必要に応じて検討してまいります。

②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。

【回答】総合事業対象者は継続した利用が可能です。要支援認定者は心身の状態に応じたサービスが利用できます。

③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

【回答】貸与の対象品目については、厚生労働大臣告示で定められているものから縮小せず、全て対象としています。また介護保険サービスは、利用者の状態の指標となる、要介護度に応じ、適切な給付であることが求められます。介護度関わらず全ての人を貸与対象とする考えはございません。

★(3)基盤整備

①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

【回答】本市の施設系利用の需要を鑑み、県とも連携を図りながら時期 10 期計画において施設整備を検討していきます。現状、地域密着型の特別養護老人ホームには空きがある状況ですが、より費用負担の少ない従来型施設への待機者があり、施設整備を検討する上での課題であると認識しています。

②要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望にそようにしてください。

【回答】要介護1及び要介護2の入所希望者については、「愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針」に基づき、やむを得ない事情により施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合に限定しています。より、介護度の重い方が入所できるようにした制度の趣旨ですのでご理解ください。

★(4)介護人材確保

①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

【回答】介護職員の処遇改善・人材確保については、重要な課題として、利用者の負担増にならないような対策を検討していきます。

②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

【回答】本市が指定及び指導監督する地域密着型サービス事業所や介護予防・日常生活支援総合事業実施事業所に対して、実地指導を適切に実施しています。

③8時間以上の長時間労働を是正してください。

【回答】本市が指定及び指導監督する地域密着型サービス事業所や介護予防・日常生活支援総合事業実施事業所に対して、実地指導を適切に実施しています。

(5)高齢者福祉施策の充実

★①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

【回答】加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度は令和6年4月から開始しました。加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業については他市町の状況等調査・研究して検討していきます。

②サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。その他、介護予防にかかる地域支援事業に自治体として必要な事業費を確保してください。

【回答】介護予防教室に助成をしており、今後も継続していく予定です。

③高齢者・障害者などの外出支援の施策を充実してください。

【回答】令和5年度から実施しています。

(6)認知症高齢者の福祉施策の充実

①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

【回答】国の指針などを確認しながら対応をしていきます。

②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

【回答】認知症高齢者等あんしん補償事業を実施しています。

③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

【回答】 無料検診を実施する予定はありません。

★(7)障害者控除の認定

①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度 A 以上を障害者控除の対象としてください。

【回答】本市においては、要支援2以上の人を障害者控除の対象としています。引き続き、現行の基準で実施してまいります。

②すべての要介護認定者または障害高齢者自立度 A 以上の人に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

【回答】令和3年度から12月末時点で要支援2以上に認定されている人全員に対して、「障害者控除対象者認定書」を個別送付しています。

2. 国保の改善

★(1)保険料(税)の引き下げ

①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】 現在、国民健康保険は県単位化され、県が市町村から納付金を集め国保財政を一括管理しています。県は各市町村の納付金額を決定するにあたり、納付金を支払えるだけの保険税を確保できる目安として、標準保険税率を示していますが、それは本市の税率と比較してかなり高い税率となっています。

愛知県国民健康保険運営方針では「法定外繰入をしている赤字市町村は、赤字の解消・削減を進めていくものとする。」とされています。

また、みよし市国民健康保険運営協議会の答申においても、「段階的に標準保険税率に近づけていくことにあわせて、一般会計からの法定外繰入の削減を図っていくことが望ましい。」とされており、これらのことなどから一般会計からの法定外繰入額を増やし、保険税を引き下げることは難しいと考えています。

②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

【回答】 基金については、国保運営費の赤字に充てており、剰余金については、地方財政法第7条の規定により、決算剰余金の2分の1以上の金額を積み立てることが義務付けられているため翌年度の基金に積み立てており、保険税を引き下げることは難しいと考えています。

★(2)保険料(税)の減免制度

①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】 (1)の回答にも記載しておりますが、赤字の削減を図っていくことからみても、減免制度の拡充に等については難しいと考えています。

②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】 均等割は医療給付の受益対象となる加入者に公平に賦課されるものでありますので、18歳未満の子どもについても均等割の対象となります。また、赤字の削減を図っていくことからみても、18歳までの子どもに対しての減免の拡充は考えておりません。

③収入減少を理由とした減免制度を、均等割を含む保険料(税)全額を対象とし、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

【回答】 減免要件の基準等につきましては、被保険者の負担の公平性、保険税の確保の観点から、現在のところ変更する考えはありません。

★(3)保険料(税)滞納者への対応

①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を課す制裁措置を行わないでください。

【回答】 国民健康保険法第9条第3項に基づき、保険料を滞納している世帯主に対し被保険者証の返還を求めているため、国民健康保険法の改正がなければ、この措置については変わりません。

②保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

【回答】 該当する方の納税については、市の窓口等で、個々に生活実態や就労状況などの聞き取りを行いながら、相談に応じています。

③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

【回答】 差押え禁止財産の差押えはおこなっていません。

(4)傷病手当金・出産手当金

①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

【回答】 傷病手当金制度・出産手当金を創設することは、現在考えておりません。

(5)一部負担金の減免制度

①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

【回答】 一部負担金の減免制度については、現行の基準から変更する考えはありません。

②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答】 一部負担金の免除制度については、対象者が限られるため、対象となる方とは個別に相談させていただきたいと考えております。

(6)高額療養費の申請手続を簡素化

①70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

【回答】 マイナ保険証利用により、高額療養費の支給申請手続が不要になりました。

★(7)資格確認書の発行

①保険証の新規発行を停止する2024年12月2日以降も、国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書は自動的に発行してください。

【回答】 マイナ保険証利用者以外については、資格確認書を自動的に発行する予定です。

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1)生活保護制度

★①生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。住民向けに「生活保護は権利です」等を記載したしおりやポスターを作成して、相談窓口・公共施設などへの掲示や公報を強化してください。

【回答】 申請の相談があった際には、まずは相談内容を伺い、次に制度の説明と申請意思の確認を行った上で申請書をお渡ししています。生活保護が必要と判断された人に対しては、早急な支給を心掛けています。

★②相談は丁寧に対応し、相談者・申請者を何度も来庁させるような「水際作戦」はしないでください。住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。

【回答】 申請の相談があった際には、まずは相談内容を伺い、次に制度の説明と申請意思の確認を行った上で申請書をお渡ししています。生活保護が必要と判断された人に対しては、早急な支給を心掛けています。

★③扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

【回答】 国の通知に基づき、扶養が期待できる扶養義務者に実施することとしています。

④住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

【回答】 まずは居宅支援を検討しますが、保護申請時点において住居のない人が、短期間で居宅を見つけ入居することは困難な場合が多くあります。そのため、一時的に施設に入らざるを得ないのが現状ですが、それはあくまでも一時的な話であり、入居可能な居宅が見つかり次第、そちらに転居できるよう支援を行っています。自力で居宅を探すことが困難な人については、居宅探しの時点から支援しています。

なお、本市の生活保護受給者が入居している専用施設は、すべて個室となっています。

⑤エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。

【回答】 エアコンの購入費用について、国の通知に基づき生活保護新規申請者等に対して現物給付又は現金給付を行っています。夏季手当の支給については、行っていません。

⑥車の使用については、障害があるなど個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

【回答】 車の使用について、障がいがある方や就労で必要な場合は事情を聞き取り、使用を認めることがあります。また自動車を保有していることを理由に、保護が受けられないこと

はありません。

★⑦ケースワーカーの担当世帯数は国の標準を上回ることはないようにしてください。ケースワーカーや面接相談員は、有資格の正規職員で配置し、研修を充実してください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

【回答】 現在正規職員は、ケースワーカー2名、スーパーバイザー1名を配置しております。また、毎年新任職員研修や、自立支援に関わる研修に参加する機会を設け、職員の知識向上、被保護者への支援の充実にあります。ケースワーカーの外部委託は行っていません。

⑧単身の女性などの相談や家庭訪問に同性が対応できるよう、女性のケースワーカーの配置を増やしてください。

【回答】 市役所全体の人事配置を考慮しながら、努めていきます。

(2)生活困窮者支援

①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。

【回答】 自立相談支援事業はみよし市社会福祉協議会に委託しています。担当職員は市役所と隣接する建物に常駐しており、関係機関との連携は速やかに行うことができます。

②相談員は社会福祉士など専門職員を正規職員で配置し、研修を充実してください。

【回答】 相談員に社会福祉士を配置しております。また、毎年自立支援に関わる研修に参加する機会を設け、職員の知識向上、支援の充実にあります。

③低所得世帯に対するエアコン購入費助成事業を創設・拡充してください。

【回答】 現在のところ、本市では実施しておりませんが、他市町の動向を注視し、今後、調査研究してまいります。

4. 福祉医療制度

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】子ども医療費については、令和6年度から高校生世代の通院費(保険適用自己負担分)について支給を拡充しています。その他の福祉医療制度については、現在の制度を継続していきます。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

【回答】令和6年度から高校生世代の通院費(保険適用自己負担分)について支給を拡充し、18歳年度末まで窓口負担を無料にしています。なお、入院時の食事療養標準負担額の助成については、現在考えておりません。

★③精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

【回答】精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院)対象者には、精神障がい者医療費を支給し、窓口負担を無料にしています。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

【回答】障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院)対象者に加え、非課税世帯で3か月以上の寝たきり若しくは認知症の者又は一人暮らし非課税世帯の者も対象としており、拡大の予定はありません。

⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

【回答】妊産婦医療助成制度については、現在考えておりません。

5. 子育て支援

(1)子どもの権利を守る施策の推進

①教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答】夏季休業期間中の12日間及び冬季休業期間中3日間に市内2か所で、学習支援員からの学習サポートが受けることのできる「みよし未来塾」を開催し、基礎学習の見直しをしたい、学習に後れを感じているといった中高生に学習の支援を行っています。

②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、必要な体制を整えてください。

【回答】令和6(2024)年度から「みよし市こども家庭センター」を設置して、こどもへの切れ目のない支援を行っています。

(2)就学援助制度の拡充

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

【回答】就学援助制度については、近隣市町との均衡を図りつつ、生活困窮者の支援として適切な運用を図るようにしています。

②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

【回答】近隣市町との均衡を図りつつ、生活困窮者の支援として適切な運用を図るようにしていきます。

③年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

【回答】離婚等世帯状況に変更があった際には、その都度制度の案内を行っており、年度途中の申請について、学校を通じて常時受付を行っています。今後も、周知を図っていき

ます。

★(3)子どもの給食費の無償化

①小中学校の給食費を無償にしてください。

【回答】令和6年1月からみよし市立学校給食センターがみよし市立小中学校に提供している給食については、無償としています。

令和6年度は、みよし市立学校給食センターから提供している給食と同等額の支援金を上記無償の対象となっていない児童生徒へ支給する予定です。

②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

【回答】令和6(2024)年4月から給食費を無償化しました。

★(4)保育施策の抜本的拡充

①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は自治体独自にさらなる改善を図ってください。幼児だけでなく、0・1・2歳児についても自治体独自に、公私間の格差なく、抜本的に改善してください。

【回答】国の改正基準については、全園で実現しています。1歳児については、市独自で5対1を実現しています。(会計年度任用職員を含む。)

②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。待機児童や保留児童(隠れ待機児童)がいる場合の対策は認可保育所の整備・増設によって行ってください。

【回答】現在、1園の民間移管を踏まえた施設整備中です。

③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。保育料無償化の対象とされた認可外保育施設等のうち、指導監督基準を下回る施設については、ただちに指導監督基準へ上げるための具体的な施策を実施してください。また、監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

【回答】実地検査を原則とし、保育士資格を持った職員にて監査を実施しております。

④育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。

【回答】現在、2歳児クラスの育休退園を廃止しています。今後、待機児童の状況を注視し、0歳児・1歳児へと拡大する予定です。

6. 障害者・児施策

★①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

【回答】自治体独自の障がい者への手当として、本市では「みよし市在宅心身障がい者扶助費」を支給しています。現在、増額する予定はありません。

②障害者が24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、重度の知的障害者や車イス障害者、視力障害者らが利用できるグループホームや入所施設を拡充してください。夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で常時複数配置できるように補助してください。医療的ケアも十分な体制が確保できるよう、常勤の看護師が配置できる独自の加算などを上乗せしてください。

【回答】令和6年3月に策定したみよし市障がい者福祉計画に沿って、グループホームの拡充が進むよう、障がい福祉サービス事業所整備費補助金を用意しています。

夜間や医療的ケアの対応においては、重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金を用意しています。

★③暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を

支給してください。移動支援などの十分な人員を確保できるよう、基本報酬を大幅に増額してください。

【回答】 相談支援専門員が作成するサービス等利用計画に基づき、適切な量の支給決定に努めています。

移動支援の人員確保に対しては、令和6年3月に策定したみよし市障がい者福祉計画に沿って、令和6年6月から移動支援の基本報酬に処遇改善加算を追加して、職員の賃金増加につなげています。

④障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。また、障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。

【回答】 現行制度では、障がい福祉サービス等の利用料は利用者の所得(児童においては保護者の所得)に応じて負担額が設定されており、すでに負担軽減策が講じられています。また、本市では、児童発達支援センター(豊田こども発達センター)の給食費を市が負担しており、すでに無償となっています。なお、利用料徴収の算定については国の制度に従って実施していきます。

★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答】 障がい福祉サービス利用者が介護保険サービス対象者になった場合、福祉課職員、障がい者相談支援事業所、地域包括支援センター等で話し合ったうえで、本人の意向に沿った生活をできる限り送れるよう、障がい福祉サービスの支給決定をしています

7. 予防接種

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、带状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種について、自己負担無料の助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

【回答】 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチンについては、令和5年度より、助成回数を2回に増やしています。子どものインフルエンザワクチンについても令和5年度より、中学3年生、高校3年生相当を対象に助成を開始しました。带状疱疹ワクチンについても令和5年度より助成を開始しました。定期接種から漏れた人に対する麻しん任意予防接種については、抗体検査とワクチン接種に対し、それぞれ1回助成を実施しています。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の自己負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【回答】 高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担については2,000円とし、生活保護者は無料としています。現在のところ引き下げは考えていません。任意予防接種については、平成17年度から実施した定期予防接種の機会を逃した人を救済する目的で、対象者が全員70歳以上となる平成30年度までの4年間実施したので、再開は考えていません。

「ワクチンを1回でも接種した人は接種対象者から除外する」という国の実施要領に準じているため、2回目の接種を任意予防接種の対象とすることは考えていません。

8. 健診・検診

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

【回答】産婦健診については、令和2(2020)年度から2回助成を実施しています。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【回答】妊婦・産婦ともに、それぞれ1回ずつ無料健診を実施しています。

③保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【回答】歯科衛生士を常勤で配置しています。配置に関しては、計画的な配置について人事担当課と協議しながら検討していきます。

9. 地域の保健・医療

①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。

【回答】医師会等と協力し、かかりつけ医を持つこと等住民への啓発を行うとともに、関係機関と連携し、地域の高齢化等の状況に応じた病床の機能分化と連携を進めるよう努めます。

②自治体病院の感染症予防計画における医療提供体制を充実してください。

【回答】新型コロナウイルス感染症流行時の対応可能実績を踏まえて、必要な人員や資材等の確保に努めます。

③自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策を実施してください。

【回答】医療従事者を目指す学生の実習受け入れのほか、市民病院へ各種負担金を繰り出し、医療従事者が安心して働ける環境整備に努めています。関係機関と連携し医師、看護師等医療従事者の確保対策の支援に努めます。

④保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。

【回答】計画的な配置について人事担当課と協議しながら検討していきます。

⑤避難所のバリアフリーを進めるとともに、障害の程度、介護ニーズなどに応じた個別対応やプライバシーの確保ができるようにしてください。また、福祉避難所の設置を進めてください。

【回答】避難者の方が利用しやすい避難所の設営・運営を進めていきます。また、社会福祉法人等の協力を得て、現在市内9カ所の福祉避難所を指定しており、今後も新たな指定について検討してまいります。

【3】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

1. 国に対する意見書

①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。

④介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は複数配置ができるよう人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。

⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

⑥小中学校の給食費を無償にしてください。

⑦障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの

一人夜勤が解消できる基準にしてください。

- ⑧医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくしてください。

2. 愛知県に対する意見書

(1)子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

(2)国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

(3)学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。

(4)地域に必要な病床を確保し、感染症病床を増床してください。

(5)地域医療介護総合確保基金について

- ①地域医療介護総合確保基金について、各市町村や事業所からどのような補助制度が必要か意見聴取し、実態に見合った活用ができるようにしてください。
- ②基金を活用し医療・介護・福祉など公的価格で働く職場への物価高騰対策を今まで以上に行ってください。特に職員処遇に関する手当を支給してください。また、保育分野にもひろげてください。

以上